



千葉県ビオトープ 推進マニュアル

— 共にはぐくむ人と生物の豊かさ —



千葉県環境生活部自然保護課

(参考)

ビオトープとは

- ・生物を意味する BIO と場所を意味する TOPE を合成したドイツ語で、「生物生息空間」を意味するのが、一般的です。
- ・本マニュアルでは、「ビオトープ」の概念を、単に「生物の生息空間」と認識するだけでなく、人々が認識し関わっていく空間として位置づけ、「多様な、又は貴重な野生生物が生息・生育する空間であり、その状態を保持または目指して管理される場所」と定義しています。

1 作成の背景と目的

- (1) 千葉県は、生物多様性の豊かな自然環境に恵まれてきましたが、近年、都市化の進展や各種開発事業の増大によって、自然環境は著しく改変され、生物多様性は減少しており、この流れを変革し、地域の生物多様性を確保し、「自然との共生」を実現していくことが求められています。
- (2) そこで、県では、ビオトープ(生物生息空間)を確保した地域づくりを支援、促進するため、ビオトープの整備・管理に当たっての基本的な考え方や手順などをまとめた「ビオトープ推進マニュアル」と県内各地域の特徴的な事例を紹介した「ビオトープ事例集」を作成しました。

2 本書の特徴等

- (1) 従来、ビオトープというと、人工的に作り出すというイメージが先行していましたが、本マニュアルでは、ビオトープを作られるものとしてだけ考えるのではなく、守られるものとしても認識しています。
- (2) そして、ビオトープを、保持するタイプと復元するタイプの2タイプに大きく分け、さらに保持するタイプを保存型、保全型、保護型に、復元するタイプを修復型、再現型、創出型の合計6つに分類し、各タイプごとに、整備・管理に当たっての基本的方向性や留意点を記載しています。
- (3) また、県内を地形等から8区域に分け、その地域ごとの守り方の方向性や、立地タイプ別の守り方の留意点を示すことにより、ビオトープを守る取り組みを行う際の参考となるように工夫してあります。
- (4) 事例集では、8区域別に、行政施策、学校ビオトープ、地域のNPOによる取り組みを、532事例という豊富な事例で一覧表に掲載し、そのうち57例の取り組みを詳しく紹介しています。また、ただ単に紹介するだけでなく、マニュアルで示した整備・管理のあり方が実例で参照できるなど、マニュアルと相互に利用できるように配慮してあります。

3 マニュアルの概要

マニュアルは、5章で構成されています。

○第1章の「ビオトープとは」では、これまでのビオトープの考え方を整理した上で、本マニュアルで用いるビオトープの概念を定めました。そしてビオトープを、「守る：現状の自然を尊重し、その自然を目標とするタイプ（保持型）」と「つくる：現状ではない別の自然状態を目標にするタイプ（復元型）」という2つのタイプに整理しています。

○第2章の「ビオトープのありか」では、ビオトープを取り巻く周辺環境としての千葉県の自然特性、社会特性を整理し、また、地形や植生を指標とする広域的な視点から、県土を4区域（8サブ区域）に分けることを設定しています。

○第3章の「ビオトープの守り方」では、保持型のビオトープを対象に、守るビオトープについての考え方、手順、方向性、主な留意点についてまとめて解説しています。

○第4章の「ビオトープのつくり方」では、復元型のビオトープを対象に、つくるビオトープについて、同様にまとめて解説しています。

○第5章の「ビオトープの活用・維持管理」では、以上の方針に従って今後整備されるビオトープの自然とのふれあいの場等としての活用、生物や自然の生態系に配慮した維持管理の方向性等についてまとめています。

なお、本マニュアルは別冊の「ビオトープ事例集」とセットで活用するように組み立ててあります。

4 事例集の概要

事例集では、これからビオトープを実際に整備・管理しようとしている方や、それに関わろうとしている方の参考としていただけるように、千葉県の事例を可能な限りたくさん集めました。

各事例を

北総区域、京葉区域、九十九里区域、南房総区域の4県区分、北総内陸、銚子などの8サブ区域

行政、民間、学校の整備主体

樹林地、農耕地、河川、湖沼、湿地、海岸、干潟、公園、道路、学校の立地タイプ

保存型、保全型、保護型、修復型、再現型、創出型のビオトープの整備・管理の6タイプ

の順番で整理し、紹介しています。

自然環境の保持・復元のタイプは、それぞれ3つに分類されます。

I. 保持するタイプ

① 保存型



現在の自然の姿を、そのままの状態に維持していくこと。

例：天然記念物（海浜植物、食虫植物群落）等

② 保全型



人が利用しながらも、その自然の状態を保つこと。

例：谷津田の維持、雑木林の利用管理 等

③ 保護型



人為影響を排除しながら、変化する自然をあるがままに守ること。

例：立入制限区域、サンクチュアリ、社寺林 等

II. 復元するタイプ

④ 修復型



人手を加えることによって本来の自然に回復させること。

例：植生回復事業、廃田の再水田化 等

⑤ 再現型



裸地的状況の場所に本来の自然を復活させること。

例：都市再開発の自然園整備、水辺再生事業 等

⑥ 創出型



本来の自然状態にとらわれず、新しい自然をつくり出すこと。

例：埋立地での緑化整備、屋上緑化 等

(4) 区域・サブ区域の一覧

県土の地帯区分により設定した区域・サブ区域の一覧、設定図をそれぞれ以下の表2-5、図2-2、(口絵図3)に示しました。

表2-5 区域・サブ区域の一覧

区域		サブ区域	
コード	名称	コード	名称
I	北総区域	I-a	北総内陸区域
		I-b	銚子区域
II	京葉区域	II-a	京葉臨海区域
		II-b	京葉内陸区域
III	九十九里区域	III-a	九十九里臨海区域
		III-b	九十九里内陸区域
IV	南房総区域	IV-a	内房区域
		IV-b	外房区域

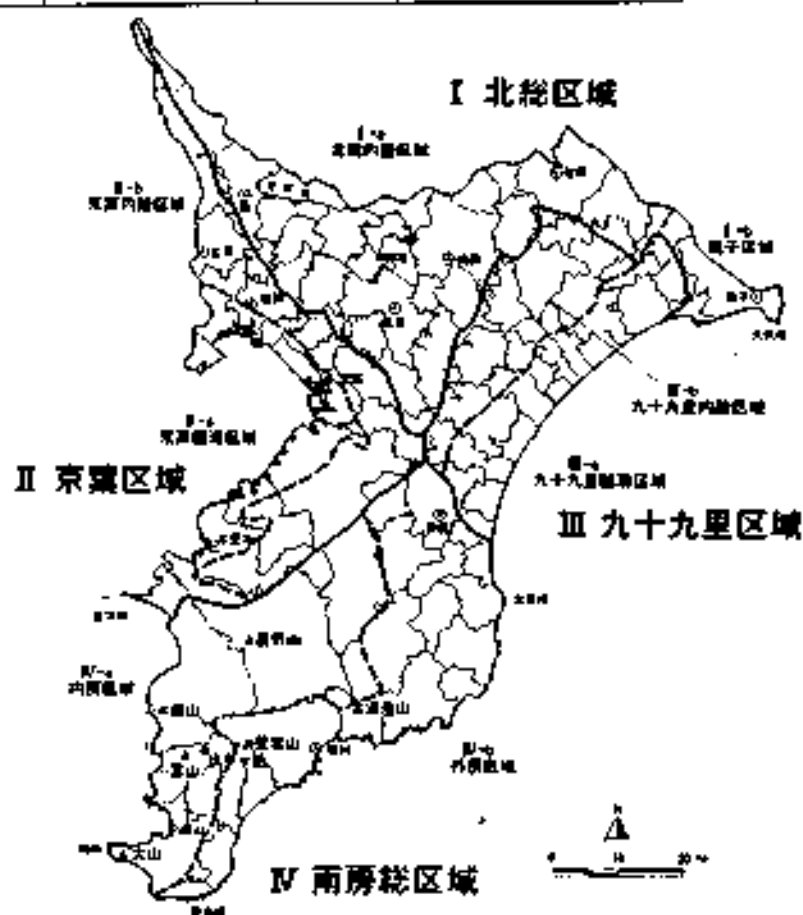


図2-2 千葉県ビオトープ区域図